

事務連絡
令和5年5月23日

関係各位

総務部 管財契約課長

新型コロナウイルス対策に伴う工事現場の熱中症予防について

標記について、令和5年5月16日付け5建企第73号「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防について（廃止）（参考送付）」に伴い、「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

記

1. 改正内容

真夏の定義を「日最高気温が30度以上」から「日最高気温が28度以上」とする読み替えを廃止する。

また、「夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上」についての「最高気温が28度以上」とする読み替えも廃止する。

2. 適用

本通知日以降に発注する工事に適用する。

また、発注済みの工事で真夏日に現場作業を行っていない場合にも適用する。

なお、発注済みの工事で真夏日に現場作業を行っている工事については、真夏日を「日最高気温が30度以上」から「日最高気温が28度以上」と読み替えて精算するものとする。